

フードドライブ回収事業にかかる協定書

大阪市（以下「甲」という。）と株式会社スーパーホテル（以下「乙」という。）は、甲が取組を進めている「フードドライブ」事業（市民から家庭で余った食品を回収して、福祉団体や生活支援を必要とする個人等は無償譲渡する事業をいう。）の一環として、乙が市民又は乙の宿泊施設の宿泊者から乙の宿泊施設又は事務所（以下「店舗」という。）にて食品を回収し、当該食品を社会福祉協議会又は甲との間で「フードドライブ連携実施にかかる協定書」を締結している事業者（以下「連携事業者等」という。）に引き渡すこと（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、本事業を甲及び乙が連携して実施するため、甲及び乙の担うべき事項を定め、本事業を適正に実施することにより、ごみの減量を推進するとともに、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に寄与することを目的とする。

（本事業の対象とする食品）

第2条 本事業の対象とする「食品」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 未開封のものであること
- (2) 包装や外装が破損していないものであること
- (3) 生鮮食品以外で常温保存が可能なものであること
- (4) 回収する時点において、賞味期限まで1か月以上あるものであること
- (5) アルコールを含まないもの（みりん、料理酒を除く。）であること

（役割分担）

第3条 本事業を円滑に実施するため、甲及び乙は、それぞれ次の各号に定める役割を分担するものとする。

- (1) 甲の役割
 - ア ホームページ等による、本事業の実施にかかる市民への周知
- (2) 乙の役割
 - ア 本事業の定期的な実施（回収する日数は問わないが毎月実施することを基本とする。ただし、これによりがたい場合は甲と調整のうえ実施日を決定する。）
 - イ 本事業の実施にかかる市民への周知
 - ウ 連携事業者等に回収した食品を引き渡すまでの間の保管・管理
 - エ 連携事業者等に回収した食品の無償での引渡し
 - オ 市民等からの問合せ等への対応

（実施予定及び実績報告等）

- 第4条 乙は、本事業の実施日の前月の15日までに、甲に実施予定内容（複数店舗で実施する場合は、各店舗ごとの実施予定内容）を報告する。
- 2 乙は年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）毎に、当該年度の店舗別の食品の回収量及び引渡し先と引渡し量の実績を、当該年度が終了した日から2か月以内に甲に報告する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、第8条又は第9条第2項の規定によりこの協定を終了するときは、未報

告の期間の実績を、当該終了の日（当該終了の日以降に、第9条第3項の規定に基づき本事業を実施するときは、当該実施の日）から2か月以内に報告する。

4 前3項に規定するもののほか、乙は、本事業の適正な実施のために必要な報告を甲から求められたときは、これに応じる。

（費用の負担区分）

第5条 甲及び乙は、第3条各号に規定するそれぞれの役割を行うに際し必要となる費用について、各自負担する。ただし、乙が連携事業者等に食品を引き渡す際に送料等の実費が必要な場合には、その実費に限り、乙から連携事業者等に請求することは妨げない。

（事故発生時の責任等）

第6条 本事業に係り発生した事故又は第三者の損害については、甲はその賠償責任を負わない。

（転売等の禁止）

第7条 乙は、回収した食品を、本事業の実施に関してのみ使用するものとし、食品を金銭その他の有価物若しくは役務と交換し、又は営利目的のために使用してはならない。

（協定の解除事由）

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面で乙に通知することにより、直ちにこの協定を解除することができる。

- (1) 乙がこの協定に違反した場合
- (2) 乙が甲に報告すべき事項を報告せず、又は虚偽の報告をした場合
- (3) 前各号に定める場合のほか、甲が乙による本事業の実施が困難であると判断した場合

（協定の有効期間等）

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から締結日を含む年度の末日までとする。ただし、期間の満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による通知がないときは、満了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、甲又は乙は、書面で相手方に通知することにより、この協定を解除することができる。この場合において、解除の通知は、解除しようとする日の3か月前までにしなければならない。

3 前2項の規定によるこの協定の終了の日までに、新たに本事業を実施することが決定しているときは、甲及び乙は、この協定に従い適正に実施しなければならない。

（協議）

第10条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 6 年 2 月 21 日

甲 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号
大阪市
代表者 大阪市長 横山 英幸

乙 大阪市西区西本町 1 丁目 7 番 7 号
株式会社スーパーホテル
代表取締役社長 山本 健策